

平成 1 8 年 第 1 回

名 寄 市 議 会 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (4 月 1 0 日)

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	1
1. 出席議員	2
1. 欠席議員	3
1. 事務局出席職員	3
1. 説明員	3
1. 開会宣告・開議宣告	5
1. 議事の進行について	5
1. 仮議席の指定	5
1. 日程第 1. 議長の選挙	5
○議長あいさつ (田中議員)	6
1. 休憩宣告	7
1. 再開宣告	7
1. 日程第 2. 議席の指定	7
1. 日程第 3. 会議録署名議員指名	7
1. 日程第 4. 会期の決定 (1 日間)	7
1. 日程第 5. 副議長の選挙	7
○副議長あいさつ (堀江議員)	8
1. 休憩宣告	9
1. 再開宣告	9
1. 日程第 7. 議案第 1 号 名寄市議会会議規則の制定について	
議案第 2 号 名寄市議会委員会条例の制定について	
議案第 3 号 名寄市議会事務局設置条例の制定について	
議案第 4 号 市長の専決処分事項に関する条例の制定について	9
○原案可決	9
1. 休憩宣告	9
1. 再開宣告	9
1. 日程第 7. 常任委員会委員の選任について	9
1. 日程第 8. 議会運営委員会委員の選任について	9
1. 日程第 9. 議会報特別委員会の設置について	1 0
○議会報特別委員会の委員の選任	1 0
1. 休憩宣告	1 0

1. 再開宣告	10
1. 各委員会正副委員長互選結果報告	10
1. 日程第10. 名寄地区衛生施設事務組合議会議員の選挙について	10
○指名推選決定	11
1. 日程第11. 議案第17号 名寄市農業委員会委員の推薦について	11
○原案可決	11
1. 休憩宣告	11
1. 再開宣告	11
1. 日程第12. 議長の常任委員会委員の辞退について	11
○同意	11
1. 休憩宣告	11
1. 再開宣告	11
1. 日程第13. 議案第5号 専決処分した事件の承認について	11
○提案理由説明（柿川市長職務執行者）	11
○承認	12
1. 日程第14. 議案第6号 専決処分した事件の承認について	12
○提案理由説明（柿川市長職務執行者）	12
○承認	13
1. 日程第15. 議案第7号 専決処分した事件の承認について	13
○提案理由説明（柿川市長職務執行者）	13
○承認	14
1. 日程第16. 議案第8号 専決処分した事件の承認について	14
○提案理由説明（柿川市長職務執行者）	14
○承認	14
1. 日程第17. 議案第9号 専決処分した事件の承認について	
議案第10号 専決処分した事件の承認について	
議案第11号 専決処分した事件の承認について	
議案第12号 専決処分した事件の承認について	14
○提案理由説明（柿川市長職務執行者）	14
○承認	15
1. 日程第18. 議案第13号 専決処分した事件の承認について	15
○提案理由説明（柿川市長職務執行者）	15
○承認	15
1. 日程第19. 議案第14号 専決処分した事件の承認について	15
○提案理由説明（柿川市長職務執行者）	15
○承認	16
1. 日程第20. 議案第15号 損害賠償の額を定めることについて	16
○提案理由説明（柿川市長職務執行者）	16

○原案可決	1 6
1. 日程第 2 1. 議案第 1 6 号 損害賠償の額を定めることについて	1 6
○提案理由説明（柿川市長職務執行者）	1 6
○原案可決	1 7
1. 日程第 2 2. 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について	1 7
○提案理由説明（柿川市長職務執行者）	1 7
○質疑（高橋伸典議員）	1 7
○質疑（谷内 司議員）	1 8
○質疑（熊谷吉正議員）	1 9
○報告済	2 2
1. 日程第 2 3. 閉会中継続審査（調査）の申し出について	2 2
○継続審査（調査）決定	2 2
1. 久保田名寄市立大学学長就任あいさつ	2 2
1. 閉会宣告	2 3
1. 議決結果表	2 5

平成18年第1回名寄市議会臨時会会議録
開会 平成18年4月10日(月曜日)午前10時14分

1. 議事日程

- 日程第1 議長の選挙
日程第2 議席の指定
日程第3 会議録署名議員の指名
日程第4 会期の決定
日程第5 副議長の選挙
日程第6 議案第1号 名寄市議会会議規則の制定について
議案第2号 名寄市議会委員会条例の制定について
議案第3号 名寄市議会事務局設置条例の制定について
議案第4号 市長の専決処分事項に関する条例の制定について
日程第7 常任委員会委員の選任
日程第8 議会運営委員会委員の選任
日程第9 議会報特別委員会の設置
日程第10 名寄地区衛生施設事務組合議会議員の選挙
日程第11 議案第17号 名寄市農業委員会委員の推薦について
日程第12 議長の常任委員会委員の辞退について
日程第13 議案第5号 専決処分した事件の承認について(名寄市役所の位置を定める条例ほか213件の条例の制定について)
日程第14 議案第6号 専決処分した事件の承認について(平成17年度名寄市一般会計暫定予算ほか10件の暫定予算について)
日程第15 議案第7号 専決処分した事件の承認について(平成18年度名寄市一般会計暫定予算ほか10件の暫定予算につ

いて)

- 日程第16 議案第8号 専決処分した事件の承認について(名寄市指定金融機関の指定について)
日程第17 議案第9号 専決処分した事件の承認について(北海道市町村備荒資金組合への加入について)
議案第10号 専決処分した事件の承認について(上川北部地区広域市町村圏振興協議会への加入について)
議案第11号 専決処分した事件の承認について(名寄地区介護認定審査会への加入について)
議案第12号 専決処分した事件の承認について(名寄市外2組合公平委員会への加入について)
日程第18 議案第13号 専決処分した事件の承認について(合併特例区規則の制定について)
日程第19 議案第14号 専決処分した事件の承認について(名寄市介護保険条例の一部改正について)
日程第20 議案第15号 損害賠償の額を定めることについて
日程第21 議案第16号 損害賠償の額を定めることについて
日程第22 報告第1号 専決処分した事件の報告について
日程第23 閉会中継続審査(調査)の申し出について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議長の選挙

- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 副議長の選挙
- 日程第6 議案第1号 名寄市議会会議規則の制定について
議案第2号 名寄市議会委員会条例の制定について
議案第3号 名寄市議会事務局設置条例の制定について
議案第4号 市長の専決処分事項に関する条例の制定について
- 日程第7 常任委員会委員の選任
- 日程第8 議会運営委員会委員の選任
- 日程第9 議会報特別委員会の設置
- 日程第10 名寄地区衛生施設事務組合議会議員の選挙
- 日程第11 議案第17号 名寄市農業委員会委員の推薦について
- 日程第12 議長の常任委員会委員の辞退について
- 日程第13 議案第5号 専決処分した事件の承認について(名寄市役所の位置を定める条例ほか213件の条例の制定について)
- 日程第14 議案第6号 専決処分した事件の承認について(平成17年度名寄市一般会計暫定予算ほか10件の暫定予算について)
- 日程第15 議案第7号 専決処分した事件の承認について(平成18年度名寄市一般会計暫定予算ほか10件の暫定予算について)
- 日程第16 議案第8号 専決処分した事件の承認について(名寄市指定金融機関の指定について)
- 日程第17 議案第9号 専決処分した事件の承認について(北海道市町村備荒資金組合への加入について)

- 議案第10号 専決処分した事件の承認について(上川北部地区広域市町村圏振興協議会への加入について)
- 議案第11号 専決処分した事件の承認について(名寄地区介護認定審査会への加入について)
- 議案第12号 専決処分した事件の承認について(名寄市外2組合公平委員会への加入について)
- 日程第18 議案第13号 専決処分した事件の承認について(合併特例区規則の制定について)
- 日程第19 議案第14号 専決処分した事件の承認について(名寄市介護保険条例の一部改正について)
- 日程第20 議案第15号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第21 議案第16号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第22 報告第1号 専決処分した事件の報告について
- 日程第23 閉会中継続審査(調査)の申し出について

1. 出席議員(36名)

議長	33番	田中	之繁	議員
副議長	19番	堀江	英一	議員
	1番	宮田	久	議員
	2番	佐藤	靖	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	岩木	正文	議員
	5番	駒津	喜一	議員
	6番	山口	祐司	議員
	7番	日根野	正敏	議員
	8番	林	寿和	議員
	9番	木戸口	真	議員
	10番	植松	正一	議員
	11番	高橋	伸典	議員

12番	猿谷繁	明	議員	総務部長	石王和	行君
13番	黒井	徹	議員	生活福祉部長	山内	豊君
14番	渡辺宏	治	議員	経済部長	手間本	剛君
15番	田中好	望	議員	建設水道部長	松尾	薫君
16番	野本征	清	議員	福祉事務所長	中西	薫君
17番	佐藤	勝	議員	上下水道室長	関下	富士夫君
18番	谷内	司	議員	教育長	藤原	忠君
20番	熊谷吉	正	議員	教育部長	今	裕君
21番	渡辺吉	正	議員	市立総合病院	佐藤健	一君
22番	栗栖賢	一	議員	市立事務部長	中尾裕	二君
23番	東千	春	議員	市立大局学長	久保田	宏君
24番	宗片浩	子	議員	市立大学学長		
25番	野々村	勝	議員			
26番	中野秀	敏	議員			
27番	高見	勉	議員			
28番	村端利	克	議員			
29番	川村正	彦	議員			
30番	福光哲	夫	議員			
31番	斉藤	晃	議員			
32番	武田利	昭	議員			
34番	三宅幹	夫	議員			
35番	小野寺	一	議員			
36番	大久保	光	議員			

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局 局長	伊藤 矩 康
事務局 取扱	
事務局 次長	間所 勝
事務局 取扱	
事務局 付主査	久保 敏
事務局 取扱	
事務局 付主査	佐藤 葉 子
事務局 取扱	
事務局 付	開 発 恵 美

1. 説明員

市長職務執行者 柿川 弘 君

○事務局長事務取扱（伊藤矩康君） 開会に先立ちまして、柿川市長職務執行者よりごあいさつがございます。

○市長職務執行者（柿川 弘君） 皆さん、おはようございます。名寄市長職務執行者を務めさせていただいております柿川でございます。本日は、新たに発足いたしました名寄市の平成18年第1回名寄市議会臨時会を招集をさせていただいたところであります。議員各位におかれましては、お忙しい中御参集をいただき、心よりお礼を申し上げます。

お許しをいただきまして、開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。私は、新市長が誕生されるまで市長職務執行者として重責を担わせていただくことになりました。短い期間ではありますが、新市の市民の皆様にご支援と御協力をいただき、与えられた職務に精いっぱい努力をしております。議員皆様方におかれましては、格別の御指導、御鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。

さて、3月27日の合併には市職員の任命、開市式及び開庁式、即日必要な各種条例の専決処分や暫定予算の調製、さらには各種条例の専決処分や法律の規定に基づきまして教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会等の会議を開催をいたし、旧市町の委員の皆様により暫定委員の選任をお願いをいたしましたところであります。

このうち暫定予算につきましては、議員の皆様さんには別にお配りをいたしました。一般会計のほか八つの特別会計及び二つの企業会計にかかわるもので平成17年度は3月27日から31日までの5日間、さらには平成18年度については4月から6月までをそれぞれの期間として調製をいたしましたものであります。

また、専決処分をした条例、指定金融機関の指定等につきましては本臨時市議会に御報告をし、承認をいただく予定になっております。十分な御審議をいただき、御承認をいただきますよう重ね

てお願いを申し上げ、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○事務局長事務取扱（伊藤矩康君） 次に、市長部局並びに各執行機関の説明員の紹介がございます。

石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） おはようございます。説明員の紹介をさせていただきます。

私、総務部長の石王和行です。よろしくお願いをいたします。

次に、教育長の藤原忠です。

○教育長（藤原 忠君） よろしくお願いいいたします。

○総務部長（石王和行君） 次に、生活福祉部長の山内豊です。

○生活福祉部長（山内 豊君） 山内です。よろしくお願い申し上げます。

○総務部長（石王和行君） 次に、経済部長の仲間本剛です。

○経済部長（仲間本 剛君） 仲間本です。よろしくお願い申し上げます。

○総務部長（石王和行君） 次に、建設水道部長の松尾薫です。

○建設水道部長（松尾 薫君） 松尾です。よろしくお願いをいたします。

○総務部長（石王和行君） 次に、教育部長の今裕です。

○教育部長（今 裕君） 今です。よろしくお願い申し上げます。

○総務部長（石王和行君） 次に、市立総合病院事務部長の佐藤健一です。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 佐藤です。よろしくお願いをいたします。

○総務部長（石王和行君） 次に、市立大学事務局長の中尾裕二です。

○市立大学事務局長（中尾裕二君） 中尾でござ

います。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長（石王和行君） 次に、福祉事務所長の中西薫です。

○福祉事務所長（中西 薫君） 中西でございます。よろしくお願いいたします。

○総務部長（石王和行君） 次に、上下水道室長の関下富士夫です。

○上下水道室長（関下富士夫君） 関下でございます。よろしくお願いいたします。

○総務部長（石王和行君） 以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○事務局長事務取扱（伊藤矩康君） 以上で説明員の紹介を終わります。

○事務局長事務取扱（伊藤矩康君） 本臨時会は、新市発足後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、大久保光義議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

○臨時議長（大久保光義議員） ただいま紹介されました大久保光義であります。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします申し上げます。

○臨時議長（大久保光義議員） これより平成18年第1回名寄市議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

○臨時議長（大久保光義議員） お諮りいたします。

議事の進行については、名寄市議会会議規則が制定されておりましたが、今議会に議案第1号で提案される名寄市議会会議規則案に準じて進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（大久保光義議員） 異議なしと認めます。

よって、議事の進行については名寄市議会会議規則案により進めてまいります。

○臨時議長（大久保光義議員） この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席はただいま御着席の議席を指定いたします。

○臨時議長（大久保光義議員） これより議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（大久保光義議員） ただいまの出席議員数は35名であります。

投票用紙を配付いたします。

なお、名寄市議会事務局処務規定が定められておりませんが、投票用紙に議会印を押印してあります。これは、投票用紙の正確を期するためのものであり、議長の選挙に使用しますので、御了承願います。

投票用紙、配付をお願いいたします。

（投票用紙配付）

○臨時議長（大久保光義議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（大久保光義議員） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○臨時議長（大久保光義議員） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、同姓の議員がおられますので、被選挙人の氏名は正確に記載願います。また、白票は無効

といたします。

点呼を命じます。

○事務局長事務取扱（伊藤矩康君） ただいまから点呼を行います。

投票の経路は、向かって左側から演壇に上がっていただき、投票箱に投票の上、右側からおりていただきます。

宮田久議員、佐藤靖議員、竹中憲之議員、岩木正文議員、駒津喜一議員、山口祐司議員、日根野正敏議員、林寿和議員、木戸口真議員、植松正一議員、高橋伸典議員、猿谷繁明議員、黒井徹議員、渡辺宏治議員、田中好望議員、野本征清議員、佐藤勝議員、谷内司議員、堀江英一議員、熊谷吉正議員、栗栖賢一議員、東千春議員、宗片浩子議員、野々村勝議員、中野秀敏議員、高見勉議員、村端利克議員、川村正彦議員、福光哲夫議員、斉藤晃議員、武田利昭議員、田中之繁議員、三宅幹夫議員、小野寺一知議員、大久保光義議員。

○臨時議長（大久保光義議員） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（大久保光義議員） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（大久保光義議員） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人を御指名いたします。

駒津喜一議員

木戸口真議員

竹中憲之議員

を指名いたします。

開票をお願いいたします。

（開票）

○臨時議長（大久保光義議員） 選挙の結果を報告します。

投票総数35票、これは先ほどの出席議員の数

と符合しております。

そのうち有効投票 35票

無効投票 0票

有効投票中

田中之繁議員 35票

以上のとおりであります。

この得票数は法定得票数9票を超えておりますので、有効でございます。

よって、田中之繁議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました田中之繁議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議長に当選されました田中之繁議員のごあいさつがございます。

田中之繁議員。

○議長（田中之繁議員） 議長就任に当たり、高い席ではございますが、一言ごあいさつを申し上げます。

平成18年3月27日、風連町と名寄市の合併により新名寄市が誕生して初めて開かれた本日の新市議会において、議員各位により御推挙を賜りまして新市の初代市議会議長の要職につくことになりました。まことに光栄でありますとともに、その責任の重大さを痛感しているところでございます。新市の発展と新市議会の運営に誠心誠意努力していく覚悟でございます。

今日地方分権一括法の施行を受けて、自治体の自己決定、自己責任における分権時代にふさわしい地域づくりが求められております。しかし、長引く不況の中、国、地方を通じて財政状況は厳しく、三位一体改革が進められ、地方への税源移譲、地方交付税の見直しなど課題も多く残され、地方財政を取り巻く情勢は依然不透明であります。合併後の新市における自治体運営は、より厳しさを増すと思われ、国の合併による補助金などの特例を活用して、この10年間に揺るぎない道北の中核都市としての基盤を築かなければなりません。財政改革はもとより、合併協議会で策定されまし

た新設計画をもとに、新たな市の総合計画が作成され、新市こぞって地域の個性や特性を生かした新しいまちづくりが進められていくこととなります。

4月1日に待望の名寄市立大学が開学し、短大と合わせて212名の若者が新名寄市で学生生活をスタートいたしました。この地域全体が学びのフィールドとして大学とともに市民や地域が学生を育てることも新生名寄市の使命と考えているところでもあります。

地方分権による新しいまちづくりが進められていきますが、行政と連携を図りながら、より議会に与えられた役割を果たすべく、公正で透明かつ円滑な議会運営に精いっぱい尽くしてまいりたいと決意を新たにしているところであります。

議員各位並びに理事者各位の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げ、就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（大久保光義議員） これをもちまして臨時議長の職務を全部終了いたしました。御協力ありがとうございました。

議長の御着席をお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） それでは、11時まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時00分

○議長（田中之繁議員） 再開をいたします。

お諮りいたします。上川北部消防事務組合議会議員の選挙につきましては、付議事件として告示いたしました但、選挙が行われなため、議事日程表に掲載いたしませんので、御了承願います。

○議長（田中之繁議員） 日程第2 議席の指定を行います。

議席は、ただいま御着席いただいている席のとおり指定いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

1番 宮田久 議員

34番 三宅幹夫 議員

を指名いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第4 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、今期臨時議会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

○議長（田中之繁議員） 日程第5 これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（田中之繁議員） ただいま出席議員数は36名であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（田中之繁議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（田中之繁議員） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

被選挙人の氏名は正確に記載願います。また、

白票は無効といたします。

点呼を命じます。

○事務局長事務取扱（伊藤矩康君） ただいまから点呼を行います。

投票の経路は、向かって左側から演壇に上がっていただき、投票箱に投票の上、右側からおりていただきます。

宮田久議員、佐藤靖議員、竹中憲之議員、岩木正文議員、駒津喜一議員、山口祐司議員、日根野正敏議員、林寿和議員、木戸口真議員、植松正一議員、高橋伸典議員、猿谷繁明議員、黒井徹議員、渡辺宏治議員、田中好望議員、野本征清議員、佐藤勝議員、谷内司議員、堀江英一議員、熊谷吉正議員、渡辺正尚議員、栗栖賢一議員、東千春議員、宗片浩子議員、野々村勝議員、中野秀敏議員、高見勉議員、村端利克議員、川村正彦議員、福光哲夫議員、斉藤晃議員、武田利昭議員、三宅幹夫議員、小野寺一知議員、大久保光義議員、田中之繁議員。

○議長（田中之繁議員） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（田中之繁議員） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に、

田 中 好 望 議員

武 田 利 昭 議員

高 橋 伸 典 議員

を指名いたします。

各議員の立ち会いを願います。

（開 票）

○議長（田中之繁議員） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数36票、これは先ほどの出席議員数と符合しております。

そのうち有効投票 36票

無効投票 0票

有効投票中

堀江英一議員 36票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は9票であります。

よって、堀江英一議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました堀江英一議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました堀江英一議員のごあいさつがございます。

堀江英一議員。

○副議長（堀江英一議員） 副議長就任に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日風連町と名寄市との合併により新名寄市が誕生して初めての新市議会において、議員各位の御推挙によりただいまの副議長選挙で初代の副議長の栄職につかせていただくことになり、この上ない光栄に存する次第でございます。

今日三位一体改革など地方分権が進められ、地方自治体独自の自主性や主体性が強く求められており、議会が果たす役割と責任は極めて大きなものがございます。3月27日に風連町と名寄市が合併して新名寄市が誕生いたしました。合併してよかったと実感できるまちづくりを進めていかなければなりません。

幸いにして人格、見識ともに卓越した田中議長のもと、先輩、同僚議員各位の絶大なる御支援をいただきまして、この責務を全うしたいと願っております。理事者各位におかれましても格別の御指導と御協力のほどをお願い申し上げます。

まことに簡単ではございますが、お礼とお願いを申し上げまして就任のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（田中之繁議員） 13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午後 1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第1号 名寄市議会会議規則の制定について、議案第2号 名寄市議会委員会条例の制定について、議案第3号 名寄市議会事務局設置条例の制定について、議案第4号 市長の専決処分事項に関する条例の制定について、以上4件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、提案説明、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号外3件は直ちに採決を行います。

議案第1号外3件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号外3件は原案のとおり可決されました。

ここで、ただいま可決いたしました議案の告示行為のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時03分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 常任委員会委員の選任を行います。常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、

総務文教常任委員会委員に、

佐藤 靖 議員 岩木 正文 議員

木戸口 真 議員 野本 征清 議員
堀江 英一 議員 熊谷 吉正 議員
東 千春 議員 中野 秀敏 議員
斉藤 晃 議員

以上9人を、

民生常任委員会委員には、

宮田 久 議員 竹中 憲之 議員
駒津 喜一 議員 山口 祐司 議員
林 寿和 議員 栗栖 賢一 議員
宗片 浩子 議員 田中之繁 議員
大久保 光義 議員

以上9人を、

経済常任委員会委員に、

日根野 正敏 議員 植松 正一 議員
黒井 徹 議員 渡辺 宏治 議員
谷内 司 議員 渡辺 正尚 議員
川村 正彦 議員 武田 利昭 議員
小野寺 一知 議員

以上9人を、

建設常任委員会委員に、

高橋 伸典 議員 猿谷 繁明 議員
田中 好望 議員 佐藤 勝 議員
野々村 勝 議員 高見 勉 議員
村端 利克 議員 福光 哲夫 議員
三宅 幹夫 議員

以上9人をそれぞれ指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定をいたしました。

○議長（田中之繁議員） 日程第8 議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、

竹中 憲之 議員 日根野 正敏 議員

林 寿和 議員 猿谷 繁明 議員
黒井 徹 議員 渡辺 宏治 議員
田中 好望 議員 熊谷 吉正 議員
東 千春 議員 野々村 勝 議員
武田 利昭 議員

以上11人を指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました議員を議会運営委員会委員に選任することと決定をいたしました。

○議長(田中之繁議員) 日程第9 議会報特別委員会の設置を議題といたします。

議会活動の正確な情報を市民にお知らせし、市民の声を求め、市勢の発展に寄与するため、委員会条例第5条の規定に基づき8人の委員をもって構成する議会報特別委員会を設置し、議会報の編集、発行及び調査研究に関する事項を当該特別委員会に付託することといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、8人の委員をもって構成する議会報特別委員会を設置することに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま設置いたしました議会報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、

宮田 久 議員 佐藤 靖 議員
駒津 喜一 議員 山口 祐司 議員
高橋 伸典 議員 猿谷 繁明 議員
佐藤 勝 議員 宗片 浩子 議員

以上8人を指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を議会

報特別委員会委員に選任することと決定をいたしました。

それでは、各委員会の正副委員長の互選のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時07分

再開 午後 1時30分

○議長(田中之繁議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

総務文教常任委員会委員長 熊谷 吉正 議員
副委員長 野本 征清 議員
民生常任委員会 委員長 宗片 浩子 議員
副委員長 林 寿和 議員
経済常任委員会 委員長 川村 正彦 議員
副委員長 渡辺 正尚 議員
建設常任委員会 委員長 野々村 勝 議員
副委員長 村端 利克 議員
議会運営委員会 委員長 東 千春 議員
副委員長 渡辺 宏治 議員
議会報特別委員会 委員長 佐藤 靖 議員
副委員長 佐藤 勝 議員

以上であります。

○議長(田中之繁議員) 日程第10 名寄地区衛生施設事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定をいたしました。

名寄地区衛生施設事務組合議会議員に、
植松正一議員 猿谷繁明議員
谷内司議員 宗片浩子議員
武田利昭議員 小野寺一知議員
の6人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました6人の議員を名寄地区衛生施設事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしました6人の議員が名寄地区衛生施設事務組合議会議員に当選されました。ただいま当選されました6人の議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第11 議案第17号 名寄市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、提案説明、質疑、委員会付託を省略して直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。
よって、直ちに採決を行います。
議案第17号を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第17号は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時35分

○副議長（堀江英一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議長の常任委員会委員の辞退についてを議題といたします。

田中之繁議長から、議会全体の職責にかんがみ、民生常任委員会委員を辞退したいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（堀江英一議員） 異議なしと認めます。
よって、議長の常任委員会委員の辞退について同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時37分

○議長（田中之繁議員） 再開いたします。

日程第13 議案第5号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

柿川市長職務執行者。

○市長職務執行者（柿川 弘君） 議案第5号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市役所の位置を定める条例ほか213本の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により平成18年3月27日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

これらの条例の制定につきましては、このたびの合併が新設合併のため、暫定施行する条例を除き、合併の期日におきまして旧風連町と旧名寄市の例規がすべて失効しましたので、合併協議会での協議の結果及び各種事務事業調整の結果を踏まえ制定したものであります。去る平成18年2月20日及び28日に概要の説明をさせていただ

たところであります。

よろしく御承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

直ちに採決を行います。

議案第5号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は承認することに決定いたしました。

○議長（田中之繁議員） 日程第14 議案第6号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

柿川市長職務執行者。

○市長職務執行者（柿川 弘君） 議案第6号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成17年度風連町一般会計及び名寄市一般会計及び各特別会計並びに各企業会計の暫定予算にかかわる専決処分であります。

今回の暫定予算は、3月27日の合併により新たな地方自治体が設置されたため、旧風連町及び旧名寄市の予算現額から3月執行済み額を差し引いた額を基本に打ち切り決算による赤字及び黒字決算の調整等を行い編成いたしました。

旧市町における3月26日の打ち切り決算の状況は、国、道支出金及び市債が前年度末の出納整

理期間中に収納されることから、介護保険特別会計の保険事業勘定を除き赤字決算となりました。一般会計では32億7,400万円、特別会計全体では10億4,500万円の赤字となり、介護保険特別会計の保険事業勘定の黒字は2,100万円となりました。これら旧市町の一般会計の赤字処理は、平成17年度一般会計暫定予算の諸支出金の旧市町借入金返済金で補てんすることになり、各特別会計の赤字処理は一般会計を経て同様に補てんをし、介護保険特別会計の保険事業勘定の黒字は平成17年度の同会計暫定予算の諸収入の旧市町村剰余金で受け入れすることになりました。

旧市町の決算処理に要する費用を含めた平成17年度一般会計暫定予算の規模は、歳入で68億5,802万6,000円、歳出で68億3,569万4,000円となりました。さらに、繰越明許費につきましては道営畑地帯総合整備事業ほか2件を設定をし、債務負担行為につきましては旧市町の債務負担行為のうち新市に引き継ぐ事項について所要の措置をいたしました。また、地方債につきましても借入れが完了していない事業等を計上し、一時借入金につきましては50億円と定めたところであります。

次に、平成17年度各特別会計暫定予算の規模は、国民健康保険特別会計ほか7会計で歳入で20億7,435万9,000円、歳出で20億2,840万2,000円となりました。債務負担行為及び地方債につきましても、一般会計と同様の措置を講じました。

次に、企業会計につきましては、病院事業会計では病院事業収益及び資本的収入で1億6,912万1,000円、病院事業費用及び資本的支出では2億8,852万6,000円を計上し、水道事業会計では水道事業収益及び資本的収入で3,978万1,000円、水道事業費用及び資本的支出では3,528万9,000円を計上いたしました。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により平成18年3月27日に専決処分したので、同

条第3項の規定によりましてこれを報告し、承認を求めるものであります。

よろしく御承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決を行います。

議案第6号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は承認することに決定をいたしました。

○議長（田中之繁議員） 日程第15 議案第7号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

柿川市長職務執行者。

○市長職務執行者（柿川 弘君） 議案第7号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成18年度名寄市一般会計及び各特別会計並びに各企業会計の暫定予算にかかわる専決処分であります。

平成18年度の暫定予算は、2年間の協議期間を経た合併に伴う暫定予算のため、市民生活に支障が出ないように配慮して4月から6月の3カ月間の必要な金額を計上いたしました。暫定予算は、つなぎ予算とされていることから、人件費、扶助費、公債費、事務経費など義務的な経費と名寄及

び風連庁舎のほか、各公共施設の維持管理に必要な経費を計上いたしました。また、普通建設事業費につきましては継続事業、国、道支出金にかかわる関係機関との協議の状況及び緊急性の高い維持補修工事の観点から検討を加え、計上をいたしました。

平成18年度一般会計暫定予算の規模は、歳入で46億7,155万円、歳出で51億8,409万7,000円となりました。債務負担行為につきましては、小学校パソコン購入費ほか3件を設定し、地方債につきましては科目存置を行い、事業ごとに10万円を計上いたしました。

なお、債務負担行為及び地方債の年度末残高と給与明細につきましては、暫定予算のため6月定例会で審議いただく本予算書に登載することにいたしました。一時借入金につきましては、平常ベースの35億円と定めたところであります。

次に、平成18年度各特別会計暫定予算の規模は、国民健康保険特別会計ほか7会計で歳入で13億7,704万円、歳出では29億6,701万5,000円となります。債務負担行為及び地方債につきましては、特別会計ごとに必要に応じて設定をし、地方債は一般会計と同様の措置を講じて計上をいたしました。

次に、企業会計につきましては、病院事業会計におきましては病院事業収益及び資本的収入で18億5,368万7,000円、病院事業費用及び資本的支出で23億4,504万6,000円を計上し、水道事業会計では水道事業収益及び資本的収入で1億3,164万1,000円、水道事業費用及び資本的支出で2億2,152万2,000円を計上をいたしました。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により平成18年3月27日に専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

よろしく御承認をお願いを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入り

ます。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決を行います。

議案第7号は承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は承認することに決定をいたしました。

○議長(田中之繁議員) 日程第16 議案第8号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

柿川市長職務執行者。

○市長職務執行者(柿川 弘君) 議案第8号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項の規定に基づく本市の指定金融機関として名寄信用金庫を指定したものであり、同法第179条第1項の規定により平成18年3月27日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

よろしく御承認をお願いを申し上げます。

○議長(田中之繁議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思

いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決を行います。

議案第8号は承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は承認することに決定をいたしました。

○議長(田中之繁議員) 日程第17 議案第9号から議案第12号の専決処分した事件の承認について、4件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

柿川市長職務執行者。

○市長職務執行者(柿川 弘君) 議案第9号から議案第12号までの専決処分した事件の承認について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、旧風連町と旧名寄市の平成17年第4回定例会におきまして合併の前日に脱退する議決を得た一つの事務組合及び協議会並びに二つの共同設置機関について、合併協議会での協議結果に基づきまして合併後の新市におきましてもそれぞれの団体に引き続き加入するため、地方自治法第179条第1項の規定により平成18年3月27日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

よろしく御承認をお願い申し上げます。

○議長(田中之繁議員) これより、議案第9号外3件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。
よって、直ちに採決に入ります。

議案第9号外3件は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号外3件は承認することに決定をいたしました。

○議長（田中之繁議員） 日程第18 議案第13号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

柿川市長職務執行者。

○市長職務執行者（柿川 弘君） 議案第13号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

平成18年3月27日、市町村の合併の特例に関する法律第5条の10第1項の規定に基づく北海道市町村第864号指令により、旧風連町の区域に合併特例区が設置されましたが、本件は同条の36の規定により市長の承認及び承認にかかわる議会の議決を要することになっている合併特例区を設置するために必要な風連町合併特例区協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規則、風連町の長の給与等に関する規則及び風連町育英金貸与規則の3件の規則について、地方自治法第179条第1項の規定により同日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

よろしく御承認をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います

いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決を行います。

議案第13号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は承認することに決定をいたしました。

○議長（田中之繁議員） 日程第19 議案第14号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

柿川市長職務執行者。

○市長職務執行者（柿川 弘君） 議案第14号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、介護保険制度の改正及び合併後の事務処理のため、名寄市介護保険条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、改正の主な内容について申し上げます。同条例第3条の2では、同制度の改正に伴う介護予防事業を内容とする地域支援事業を追加しようとするものでありまして、同条例第7条では旧風連町議会及び旧名寄市議会で議決された保険料率に基づき、平成18年度の保険料をそれぞれ整理しようとするものであります。

同条例附則第2条では旧名寄市の、条例附則第3条では、旧風連町の平成18年度における保険料段階での激変緩和措置をそれぞれ規定しようとするものであります。

同条例附則第4条、第5条及び第6条では、平成18年度に限り合併に伴う旧風連町及び旧名寄市区域の保険料の特例を規定しようとするものであります。

同条例附則第8条では、制度改正による新予防

給付の施行期日を地域包括支援センターを設置する平成19年4月1日に定めようとするものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により平成18年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらるるものであります。

よろしく御承認をお願いを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決に入ります。

議案第14号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は承認することに決定をいたしました。

○議長（田中之繁議員） 日程第20 議案第15号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

柿川市長職務執行者。

○市長職務執行者（柿川 弘君） 議案第15号 損害賠償の額を定めることについて、提案の理由を申し上げます。

交通事故の内容は、平成18年2月10日午後2時10分ころ、名寄市字内淵東雲峠付近において、教育部が所管する給食配送車が追い抜きを行い右側車線に飛び出したため、名寄市字智恵文9線北7番地、池田勇氏が所有し運転する普通乗用

車に衝突をし、双方の車両が破損したものであります。過失割合は、本市が100%であり、相手方車両の修理代等として219万8,300円を賠償することで合意いたしました。

本件は、地方自治法第96条第1項第13号の規定により損害賠償額を219万8,300円に決定するため、議会の議決を求めらるるものであります。

よろしく御審議をお願いを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決を行います。

議案第15号を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（田中之繁議員） 日程第21 議案第16号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

柿川市長職務執行者。

○市長職務執行者（柿川 弘君） 議案第16号 損害賠償の額を定めることについて、提案の理由を申し上げます。

平成17年1月18日に名寄市立総合病院産婦人科で内視鏡手術を受けた相手方が退院後の同年11月8日に水腎症による腎臓の摘出手術を受けました。その後、専門家による医療相談を受けた結果、当病院の有責と結論されたため、損害賠償

について御家族と話し合いを進めてきたところで合意に至りましたので、本件は損害賠償の額を1,253万9,156円と決定するため、地方公営企業法第40条第2項及び名寄市病院事業の設置等に関する条例第9条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議をお願いを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決を行います。

議案第16号を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（田中之繁議員） 日程第22 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

柿川市長職務執行者。

○市長職務執行者（柿川 弘君） 報告第1号 専決処分した事件について御報告を申し上げます。

交通事故の内容は、平成18年2月9日午後0時50分ころ、国道40号、比布町北1線13号付近において猛吹雪のため停車した留萌市開運町2丁目、北新貨物株式会社が所有し斎藤良造氏が運転する大型タンクローリーに財政課所管の小型乗用自動車が増突をし、双方の車両が破損したものであります。過失割合は、本市が100%であ

り、相手方車両の修理代として本市が75万8,735円を負担することで示談が成立し、和解したところでありまして、以上地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

高橋伸典議員。

○11番（高橋伸典議員） この手の事故は毎年ありますけれども、今回は先日代表者会議でお聞きした折は吹雪のときということでお聞きいたしました。まず、市役所を出るときにふぶいていたのか、また向こうに行ってからふぶき出したのか、その状況をちょっと教えていただきたいということ、旭川の支庁に出張を一人で行ったということでもありますので、こちらでもしふぶくとか、また天気予報で暴風の注意報が出ているというときには、出張の申請書というのが出るはずですので、その時点で部課長がJRで行きなさいよと、冬こそJRということ言われていますので、そういう対処ができていますのか。

また、上川支庁ですから、永山駅をおりたら名寄駅から名寄市役所よりも近いのです。歩いて10分もかからないで行けるというふうに私は見ております。そういう対処がなぜできなかったのかということをお教えいただきたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

先ほどの議案第15号と今回報告の第1号、専決処分の事件の部分につきましては100対ゼロということをごさいます。大変申しわけなく思っているところをごさいます。深くおわびをさせていただきますと思います。

今御質問にありました本件につきましては、上川支庁の公務出張ということで、公用車を使用し

ての比布町における事故でございます。出張命令は、公用車使用ということであらかじめ出張命令が出ておりました。たまたまこの9日の日には大吹雪という状況でございます、担当をしている部課においても車にしようか、または列車にしようかという非常に迷いがあったということでお聞きをしております。たまたま一人で公務出張ということでありまして、その辺につきましては天候状況によりまして公用車からJRに変更をするという適切な判断をする必要があったかなということとで私も判断をしておりました。しかし、途中から猛吹雪というふうな状況でございます、かなり視界が悪かったということでございます。さらに、タンクローリーの前に軽自動車が1台とまっていて、さらにローリーがとまっていたと。非常に前方発見がおくれたということとでございまして、大きな損害額ということになりました。

これ以外にもまた出張のあり方につきまして、冬の場合については公用車を使うという状況でございますけれども、具体的に例としては取りやめをしてJRに切りかえていくということもでございます。たまたまこの日については、公用車で上川支庁まで出向いたと。上川支庁に着く前の事故ということでございまして、大変申しわけない事故でございますけれども、それらについても適切に冬の状況、道路状況等について出張命令のあり方、変更をするということはそれぞれの機関会議の中でも話をさせていただいたところであります。実は9日にそのような事故があつて、それまでは非常に好天続きであったのですが、9日に非常に猛吹雪ということで道北地方は大荒れでございました。その翌日にまた東雲峠で、今御承認をいただきましたけれども、事故があつたということで大変申しわけなく思っておりますけれども、出張命令のあり方についても状況判断をしっかりとる中で管理監督する者が指導をしていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（田中之繁議員） 高橋伸典議員。

○11番（高橋伸典議員） 今御説明いただきましたけれども、本当に冬の事故はだれでも起こり得ることだと思います。本当に状況によっては、私も起こしていますし、いろんな方が起こすと思います。でも、この出張に関してはやはり上司の方々がしっかりとその日の天候を把握した上で、きょうは旭川が大丈夫なのかという状況までやっぱり把握していかなければ事故は未然には防げないというふうに思っておりますので、その辺しっかりとよろしく願いいたします。

また、先ほど議決はされましたけれども、15号、これは私は本当はここで出ようかなと思ったのですけれども、後にもありましたので、後から出ましたけれども、本当にあの坂で追い越しをするという自体が大体勘違いをしているのではないかなと。前日猛吹雪でつるつる路面の中をあの坂の左カーブで追い越しをかけるという自体が運転能力をちょっと考えてしまうと。それから、そういう事故だとか何かを起こした方は1回春の交通安全勉強会だとか、そういうところに行っていたとか、そういうふうなことをしていただいた方がいいのではないかなと思いますので、しっかりとこれからないように、起きても私は仕方ないと思います、この冬の道ですから。でも、細心の注意を払っていただくのがやはり行政の長だと思いますので、その辺を注意してやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 谷内司議員。

○18番（谷内 司議員） 高橋議員の質問にも似ているのですけれども、やはりこのような事故というのはあつてはならないことであつて、ましてこちらの方が100%悪いというような事故でありまして、給食の配送についても今回吹雪であつたにもかかわらず事故が起きたと。これは、やむを得ないところもあるかと思うのですが、当然運転手の責任度合いは問われるだろうと思いま

す。このことについて、これに対する責任というのですか。処分というのですか。その辺はどのようになっているかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 処分の部分についてお答えをさせていただきますけれども、名寄市職員の賞罰審査委員会という委員会がございまして、その中でそれらの事故については処分をしていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 谷内司議員。

○18番（谷内 司議員） そうしたら、まだ決まっていないということなの。だけれども、こういうような賠償責任までが議題の中に出てくるのであるならば、当然その職員に対する処罰云々というものがあるなら、それも一緒になってこなければ、片方だけがこういうようになってきて、片方がまだ決まっていますというのはちょっとおかしいような気がするのですが、それはいつごろ決まるのですか。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 賞罰委員会というのは、定期的ということではなくて、これまでは旧名寄市におきましては年2回それらについての賞罰についての処分をしておりますけれども、この部分につきましては新たに委員会の中で賞罰の罰の方を決定をしていきたいと、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） 谷内司議員。

○18番（谷内 司議員） 名寄市のやり方はちょっとわからないのですが、年2回という早い話、1月にもしあったときには6月なり7月なりにまとめてやるということになるのですが、やはりこういうような事故とか職員の処分等については、その都度にそういうものを開いてそれなりの処分をしていくのが妥当でないかと、このように思いますが、その辺をこれから変えていくよ

うな方法は考えられませんか。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） そのときの部分でありますから、それらに変えていくということは必要だというふうに認識をしております。早急にこの2件につきましては委員会を開催する方向で処分をしていきたいと、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） 合併直後の初議会ですから、スムーズにというふうに思いましたけれども、報告第1号の関係で改めて確認を求めたいと思うのですが、この出張命令の発令日についてはいつなのか、まず第1点目について。

それから、過去にいろいろ天気の状態によって公用車発令でJRに適正な判断をしながら対応したことがあるのかどうか。二つ目です。

このときの運行管理者あるいは安全運行管理者の責任も非常に重要だと思いますけれども、全く担当者任せの判断でそのまま出張命令どおり行かれたのか。上司と、あるいは運行管理者と相談をされて行ったのか。事実関係について、改めて結果を求めたいというふうに思います。

議案第15号、一応承認をしたところですが、例えばこういうケースの場合においても、もちろん今谷内議員あるいは高橋議員からも言われたとおり、無理な追い越しあるいは天気の状態にもよりますけれども、この給食センターの事故の場合について、いわゆる学校が休校するかどうかという判断との関係もあるでしょうし、学校が平常どおり行うということであれば当然給食も出るわけで、それ相当に各学校にいろいろ時間どおり配送しなければならぬという状況もあるだろうと思いますが、その当時の時間状況について急ぐような状況にあったのかどうか、事実関係について改めて聞いておきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 報告第1号の部

分でありますけれども、出張命令につきましては1月の下旬だというふうに思っております。手元に今ちょっと資料がございませんので。

それで、上川支庁に行く出張につきましてはやはり交通の便ということがありまして、ほとんどが公用車で出張しているという状況にあります。これは、会議開催、そして会議が終わる時間、そんなことを含めて公用車で出張しているということでもあります。当日は、この公用車で出る部分の中では吹雪模様ではありましたが、大丈夫だろうということで行ったのでしょうけれども、その事故に遭遇するまで途中2回ほど停車をしまして、ワイパーに氷がつくような状況があって、そのワイパーの氷を取って時速30キロぐらいで走行して時間に間に合うような形で行くといったような慎重な運転をしたわけでありまして、やはりかなり視界が不良だということでありまして、軽自動車タンクローリーの前にいて、それがブレーキを踏んで、例えばタンクローリーの運転手がそれが見えないだとかということでも少しずつその発見がおくれたということも含めて、やむを得ず追突をしたといったような状況を当事者から聞いております。

出張命令の変更についてということでございますけれども、これについてもそういったような場合については急遽変更ということがございますけれども、やはり上川支庁で会議があるといったことが頭の中であって、便利性の高い公用車で行ったといったことがございました。この事故の後につきましては、そういったことを教訓にしながら、そういった場合については公用車で出張命令はとったとしてもJRに変更するだとか、そういったことで対応しなさいということで内部メールで指示を出したということでございます。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 給食センターの配送車の事故なのでございますけれども、行きではありません

で、食缶などを回収してきた後の事故でございます。食缶回収が若干おくれていまして、回収した後でまた洗缶等があるのですけれども、若干おかれているというようなことでほかの人に迷惑をかけたら悪いというようなことで、運転手の方にはちょっと焦りの気持ちがあったようで、東雲峠のところで前方にワゴン車が走っていて、ワゴン車の方が慎重運転をしておりますと。その後でずっとついてきたのですけれども、直線道路に入って抜けるというようなことで行ったところが前方100メートルぐらいに車が来て避けることができないというような状況というふうに聞いております。若干おくれてもそれなりに対応しますというようなことで、給食センター内部で今回の事故を機に全員で話し合っ、二度とこのような事故を起こさないというようなことでセンターでの対応をしていますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 今山内部長の答弁によりますと、そのまま行っただろうというふうにはということは、全く上下関係の中での出張、天候状況を判断をして相談をしたという形跡が全くないわけでありまして、天気予報はこのごろ極めて中長期、二、三日ぐらいの天気予報でしたら余り判断が狂わないという状況で、およそ前日からその状況についてはわかっていたのではないかと思います。あらかじめJRということになれば、当然早く出て普通列車で永山でおりて上川支庁にという、ハイヤーでも使うということになるのだらうと思っておりますけれども、そういう柔軟な対応、判断というのはやっぱり担当者ももちろんしなければならぬでしょうけれども、どうなのだというを率直に問いかける体制が特に運行管理者にはあるのではないかとこのように思っております。まして、もちろん事故を起こしたりとか、いろんな面で見通しの問題や判断の問題や技術の問題やらが求められるのですけれども、運行管理者の責

任というのは非常に重いという認識は常に諸会議の中でも言われることでないのかと、労働環境の問題なども。その辺について、どうもこの間旧名寄市の中でも毎議会のように専決報告があるわけでありまして、そのたびに苦言を各議員から呈されておりまして、反省の……単純に路面状況がよくてもあるわけでありまして、ましてや天候状況によってもっとも判断に気を使う上司の対応というのは必要ではないのかという感じがいたしまして、判断が非常に甘いと言わざるを得ないなと思っております、単なる担当者の処分ということよりもこの吹雪の判断については上司の判断も非常に重いと思いますが、運行管理者あるいは安全運転管理者の責任問題についてどう考えておられるのかお知らせをいただきたい。運行管理者はだれだったのか、お知らせをいただきたいと思えます。

給食センターの問題についても、何時に届けなければならぬ、あるいは回収も何時にというのはきつと厳格にそれぞれやられているでしょうから、ましてや今ほとんどが臨時職員、嘱託職員という比較的 low賃金で職員と同じような仕事をそれぞれされている現状がありまして、時間だけがしっかり管理をされているという労働環境の問題もある面では目を向けていかなければならぬのではないかというふうに考えておりまして、もちろん事故を起こした、特にあの環境の中で……下りですね、これ。帰りですからね。上りで追い越しても、まあまあ途中でやめることは比較的可能なのですけれども、下りの場合はまさに加速度的についていますから、運転者の判断ミスももちろんあるでしょうけれども、吹雪の状況だとか仕事の状況の問題も十分考えていかなければならぬと思えますから、労働環境の部分についてどう日常的に改めて教育委員会の中で、あるいは所管のそれぞれの、今回は生活福祉部ですけれども、今後の善後策について考え方を求めておきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 各部の部長職の部長は安全運転管理者という立場にございますし、助役については統括安全運転管理者というそれぞれの管理をしているわけでありまして、それらについての部課職員に対する指導監督、その部分についても十分に責任を感じているところでありますけれども、処分をすればいいということではないのでしようけれども、一定の賞罰委員会の処分規定によりまして処分をいたしますけれども、本人のみならず上司、課長、部長というふうなことで処分をそれぞれさせていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、事故を起こさないための教育なり研修の必要性というのを前々から事故あるたびに同じことを繰り返して私も答弁をしておりますが大変心苦しいわけでありましてけれども、職員研修担当も配置がされましたし、そういう中ではしっかりと交通安全運動の研修もしていかなければならぬだろうし、それぞれ旧名寄市におきましては各課単位で交通安全サポーター制度というのも実施をしております、職場でそれぞれ工夫を凝らした安全運動の取り組みをしております、改めて再度それらについての交通安全に対する職員の認識をさらに深めるような取り組みをしていかなければならないと、このように考えております。

先ほど生活福祉部長の方から答弁をさせていただきました公用車の命令に対して変更した事例があるかどうかという御質問もありました。私どもの総務部の関係で申しますと、ことしの冬1度財政課の職員が上川支庁にヒアリングに行くという状況の中で、非常に降雪という状況の中でJRに切りかえて出張をさせたという事例がございます。それら安全運転管理者がしっかりと部課職員にそのことも徹底をしながら命令を変更するということが当然必要になってくると、このように認識をしておりますけれども、また賞罰委員会の中で旧名寄市の中での100対ゼロという部分での本人

の処分とあわせてどのような形がとれるかという
ようなことでは賞罰委員会の中で一定のルールを
決めさせていただきたいと、このように答弁をさ
せていただいております。例えばボランティア
で交通安全運動に何かをするだとか、そういうふ
うな部分での今規定を少し設けていこうかとい
うふうなことも考えているところでございます。い
ずれにいたしましても、状況の判断をするのは本
人だけでなく管理監督する立場の人間もしっかり
していかなければならないと、このように感じ
ておりますし、実行していかなければならないと
思っておりますので、御理解をいただきたいと思
います。

○議長（田中之繁議員） 熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） これですら最後ですから、
終わりますけれども、いずれも、先ほどの市立病
院も含めて保険で処理をされるわけなのですが、
保険料そのものは税金なわけでありまして、金が
支出されたのではないのだという印象はないと思
いますけれども、しっかり安全運転対応につい
ては、特に天候に関しては上司がしっかり判断を
してやるということは非常に重要な部分ですので、
何だかんだと命令を受ければ気をつけていくとい
うことで出てしまうのです、これはどんな職場で
も。そこにやっぱり上司の一言があるかないか
というのは、それはJRで行く方が余計な金はか
かるかもしれませんが、しっかり対応を求め
ておきたいと思っておりますので、いろいろ谷内議員も
おっしゃっていましたが、処分にすべての目的
があるわけではありませんけれども、その臨機応
変の処分のあり方の問題あるいは内部公表の問題
について、少ししっかり緊張関係を持って職員全
体、当時の市長あるいは助役も含めてどうい
う対応をされたかわかりませんが、柔軟な判断
をできるように全体的な意識統一をさらに求め
ておきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いた
します。

報告第1号を終結いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第23 閉会中継
続審査及び調査の申し出についてを議題といたし
ます。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました
各委員長からの申し出のとおり決定することに御
異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定をいたしました。

○議長（田中之繁議員） ここで4月1日開学い
たしました名寄市立大学初代学長に就任されまし
た久保田宏学長よりごあいさつをいただきたいと
思います。

久保田宏学長。

○市立大学学長（久保田 宏君） 貴重な時間を
割いていただき、ありがとうございます。私、4
月1日付で柿川市長職務執行者より名寄市立大学
並びに市立名寄短期大学学長の辞令をいただきま
した。ごあいさつを兼ね、一言所感を述べさせて
いただきます。もとより力不足ではありますが、
全力を尽くして大学運営に当たりますので、市議
会の皆様方におかれましては今後ともよろしく御
支援のほどをお願いいたします。2年前より大学
開設の準備に携わっておりましたが、それ以前、
この2年間の間を含め、市議会の皆様方には大変
お世話になりました。本席をおかりしてお礼申し
上げます。

さて、このたび名寄市立大学が開学いたしまし
た。これは、単に北北海道の名寄の地に大学が建
設されたのではなく、名寄市自身が大学を建設し
たのであります。単に大学を設置すればそれでよ
いということではなく、名寄市の有機組織の中に
編み込まれた特色のある大学、すなわち設立した
都市の経済生活及び精神生活と深い関係を持ち、
学問上の中枢機関としての市立大学をつくらなけ

ればならないのであります。

名寄市立大学を新しく開学するに当たりましてよく考えねばならぬことは、単に短大の延長に甘んじてはならないことはもちろんであります、また国立大学のコピーであってはいけないと思うのであります。もとより大学という以上、単純な職業教育だけでは満足できません。学問の研究が中心であるとともに、その設立した都市並びに市民の特質と大学の内容とが密接なる関係を保つべきことは忘れてはならないと考えております。市民の大学である以上、その都市の文化、経済、社会上に関して独特の研究がなされて、市民生活の指導機関となっていかなければならないことは当然であります。

名寄市立大学は、学問の受け売り、卸売の場ではありません。名寄市を背景とした学問の創造がなければなりません。この学問の創造が学生、卒業生、市民を通じて名寄の文化、経済、社会生活の真髄となっていくときに初めて設立の意義を全うするのだと私は考えております。

以上、駄弁を弄しましたが、名寄市立大学学長就任に当たってのごあいさつといたします。ありがとうございました。

議 長 田 中 之 繁

副 議 長 堀 江 英 一

署名議員 宮 田 久

署名議員 三 宅 幹 夫

○議長（田中之繁議員） 以上で今期臨時会に付託されました案件は全部議了いたしました。

これをもちまして、平成18年第1回名寄市議会臨時会を閉会をいたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午後 2時35分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

臨時議長 大久保 光 義

第 1 回 名 寄 市 議 会 臨 時 会 議 決 結 果 表

平成 1 8 年 4 月 1 0 日 1 日 間

本 会 議 時 間 数 1 時 間 5 3 分

議 案 番 号	議 件 名	議 決 年 月 日	議 決 要 旨
	議長の選挙 (田中 之繁)	18. 4. 10	選 挙 完 了 (投 票)
	副議長の選挙 (堀江 英一)	"	"
	常任委員会委員の選任	"	選 任
	議会運営委員会委員の選任	"	選 任
	議会報特別委員会の設置	"	設 置
	名寄地区衛生施設事務組合理議会議員の選挙	"	選 挙 完 了 (指 名 推 選)
	議長の常任委員会委員の辞退について	"	同 意
議 案 第 1 号	名寄市議会会議規則の制定について	"	原 案 可 決
議 案 第 2 号	名寄市議会委員会条例の制定について	"	"
議 案 第 3 号	名寄市議会事務局設置条例の制定について	"	"
議 案 第 4 号	市長の専決処分事項に関する条例の制定について	"	"
議 案 第 5 号	専決処分した事件の承認について (名寄市役所の位置を定める条例ほか 2 1 3 件の条例の制定について)	"	承 認

議案第6号	専決処分した事件の承認について（平成17年度名寄市一般会計暫定予算ほか10件の暫定予算について）	18. 4.10	承認
議案第7号	専決処分した事件の承認について（平成18年度名寄市一般会計暫定予算ほか10件の暫定予算について）	”	”
議案第8号	専決処分した事件の承認について（名寄市指定金融機関の指定について）	”	”
議案第9号	専決処分した事件の承認について（北海道市町村備荒資金組合への加入について）	”	”
議案第10号	専決処分した事件の承認について（上川北部地区広域市町村圏振興協議会への加入について）	”	”
議案第11号	専決処分した事件の承認について（名寄地区介護認定審査会への加入について）	”	”
議案第12号	専決処分した事件の承認について（名寄市外2組合公平委員会への加入について）	”	”
議案第13号	専決処分した事件の承認について（合併特例区規則の制定について）	”	”
議案第14号	専決処分した事件の承認について（名寄市介護保険条例の一部改正について）	”	”
議案第15号	損害賠償の額を定めることについて	”	原案可決
議案第16号	損害賠償の額を定めることについて	”	”
議案第17号	名寄市農業委員会委員の推薦について	”	”

報 告 第 1 号	専決処分した事件の報告について	18. 4. 10	報 告 済
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	”	継続審査（調査） 決 定